

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）油冷却器出口配管接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置硫酸・苛性タンク防液堤ピット浸透弁に排水不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（7）に「冷媒不足異常」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	2号機	炉心スプレイ系（B）系統手動隔離弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
5	2号機	主復水器細管洗浄装置（B2）回収器入口電動弁点検において、絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、当該弁を修理	D	
6	2号機	原子炉再循環ポンプ（A）メカニカルシール用入口ライン安全弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	2号機	活性炭ホールドアップ建屋計装用空気系空気圧縮機ドレンセパレータドレントラップ入口Yストレーナより水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	高圧注水系室換気空調系局所空調機補機冷却海水系入口配管圧力計及び出口配管圧力計の接続部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	サービス建屋スイッチギヤ室・電気品室用冷凍機（A）点検において、圧縮機吸入フィルタのろ材に破れが認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）駆動用ディーゼル機関点検において、クランクピンボルト（1本）に腐食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
11	4号機	取水設備トラベリングスクリーン（F・G）点検において、テール軸に摩耗が認められたため、当該軸を修理	D	
12	4号機	取水設備パー回転式スクリーン（D～G）及びトラベリングスクリーン（D～G）点検において、キャリングチェーンローラブッシュに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
13	4号機	タービン建屋機器ドレンサンプポンプ（B）点検において、上部シャフトに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	3・4号機超高压開閉所4号機引込上部笠木他修理工事用足場組立作業において、作業許可の承認前に作業着手が認められたため、対応検討	C	
15	5号機	主排気筒プロセス放射線モニタ（A）取替作業において、分電盤ケーブルの接続に誤接続が認められたため、当該部を修理	D	
16	5号機	第3給水加熱器及び第4給水加熱器安全弁点検（6台）において、弁体に摩耗（5台）及びセットピン（5台）に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	復水移送ポンプ（B）点検において、シャフト、カップリングにカジリ傷及びカップリング間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	C	6月6日再審議にて グレード変更 D → C
18	5号機	純水補給水系原子炉建屋プラント用純水元弁（A）にシートパス（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
19	5号機	復水器補給水レベル調整弁出口弁の封水配管フレキシブルチューブより水のリーク（連続滴下）が認められたため、当該チューブを点検・修理	D	
20	5号機	定期事業者検査（非常用ガス処理系機能検査）において、再度B系の系統流量に指示不良（ハンチング）が認められたため、対応検討	C	
21	5号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（38-47）の挿入時間の判定値外れが認められたため、対応検討	D	
22	6号機	取水設備スクリーン装置洗浄水渦巻ストレーナ（B）オートベント弁よりシートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	集中環境施設	高温焼却炉2階空調機室排気ダンパより異音（カタカタ音）の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	集中環境施設	シャワードレン処理系シャワードレンろ過器（A）シール水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	その他	発電所正門警備所新設工事において、バックホウの油圧ホースに穴が空き、霧状のオイルが飛散したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで